

退職（失業）に よる特例免除くだ よ度をご利用くだ さい！！

■問合せ
室蘭年金事務所
(お客様相談室)
☎0143-50-1004
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

号がわかるもの
② 認印
③ 失業していることを確認で
きる公的機関の証明の写し
(雇用保険受給資格者証、
離職票等)

厚生年金に加入していた方
が退職（失業）されると、洞
爺湖町役場本庁、洞爺総合支
所、洞爺湖温泉支所で国民年
金への加入手続きを行う必要
があります。

ただし、保険料を納めるこ
とが経済的に困難な方には、
申請によって保険料の納付が
免除される制度があります。

特例免除は、退職（失業）
した年度及び翌年度に限り利
用することができ、配偶者・
世帯主が退職（失業）された
場合も対象となります。

通常であれば審査の対象と
なる本人所得を除外して審査
を行い、保険料の納付が免除
されます。（配偶者、世帯主
に一定以上の所得があるとき
は、保険料免除が認められな
い場合もあります。）

① 年金手帳または基礎年金番

年金事務相談所 開設のご案内

■問合せ
室蘭年金事務所
(お客様相談室)
☎0143-50-1004
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

老後の生活を支える柱とし
て欠かせないのが年金です。
当日は、室蘭年金事務所の
職員の方が相談員として対応
します。

完全予約制となっております
ので、室蘭年金事務所（☎0
143-50-1004）へダ
イヤルし、番号「2」を選択
してからご予約ください。

■日時 平成28年2月4日
(木) 10時30～15
時30分

■場所 洞爺湖町役場 3
02会議室
◆平成28年1月4日から電話
予約を開始します。

通知カードは届 きましたか？

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

11月上旬から個人番号を通
知する紙のカードが、住民票
の住所地に世帯ごとに簡易書
留にて郵送されました。
このカードは、「社会保
障」・「税」・「災害対策」
の分野で利用されるもので、
スムーズな申告・申請などが
可能となります。

郵便局に転送手続きをされ
ている方や不在通知を投函し
たが連絡のなかった方の通知
カードは、現在、洞爺湖町役
場住民課で保管されています。
保管期間は3カ月となって
おりますので、まだ通知カー
ドの届いていない方は窓口へ
お越しください。

■窓口で通知カードを受取る
際に必要なもの
・ 本人を確認できる書類
① 運転免許証、パスポート、
住民基本台帳カード（写真
付）、身体障害者手帳などの

うち1点
② ①をお持ちでない方は、
健康保険証、年金手帳、社員
証、学生証等（氏名と生年月
日又は住所が記載されている
もの）のうち2点

行政に関わるく らしの無料相談 会開催

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

相続手続き、遺言書の作成
や、契約手続き、また官公署
に提出する書類の作成などの
相談に応じます。相談のある
方は、事前予約してください。

■日時 12月19日（土）
9時30分～12時

■場所 洞爺湖町役場
303会議室
■申込み 北海道行政書士会
室蘭支部（☎76-
3538・担当後
藤）／住民課住民
・戸籍年金グルー
プ（☎74-300
2）
■主催 北海道行政書士会
室蘭支部

無料法律相談会 開催

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

金銭、相続、夫婦間、交通
事故、消費者問題のトラブル
などの相談に応じます。
必ず2日前の17時までに事
前予約してください。

△本町地区▽
■日時 12月17日（木）
13時30分～15時

■場所 虹田ふれ合いセン
ター
■担当 奈良 泰哉弁護士
(奈良弁護士事務
所)

△洞爺湖温泉地区▽
■日時 平成28年1月7日
(木) 13時30分
～15時
■場所 観光情報センター
■担当 八木橋 俊輔弁護
士（のほりべつ法
律事務所）